

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―五十一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

春日部市武里中野字丑ノ発七百八十六―四 他四筆

春日部市大場字長島千五百七十九―三 他五十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百四十五・二四立方メートル